

「未利用口座管理手数料」新設に伴う預金規定改定のお知らせ

令和 5 年 1 月 20 日

平素より福岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和 5 年 4 月 1 日より、未利用口座管理手数料を新設することに伴い、下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 対象となる規定

- ・ 普通預金規定
- ・ 総合口座取引規定

2. 改定時期

令和 5 年 4 月 1 日より改定

3. 改定内容

普通預金規定に未利用口座管理手数料に関する内容の条項を追加いたします。
総合口座取引規定にも同様の改定を行います。

普通預金規定（抜粋）

16. (未利用口座管理手数料)

(1) 次の全てに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引き落とすことができるものとします。

- ① 2023 年 4 月 1 日以降、預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落を除く）の利用が 2 年以上一度もない普通預金口座（決済用普通預金口座・総合口座を含みます）
- ② 預金残高が 1 万円未満であること
- ③ 同一店舗において、定期性預金・保険・国債などの預かり金融資産の取引がないこと

- ④ 同一店舗において、借入がないこと
- (2) 未利用口座に該当した場合、届出のあった住所、氏名にあてて案内文書を発送します。案内文書の到達から一定期間内に所定の取引がないときは、払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引き落としします。なお、案内文書が延着した場合または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、通知する事なく、この口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用には応じません。

4.改定後の規定

[普通預金規定](#)

[総合口座取引規定](#)

以 上